

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年1月20日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900081 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900055 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 28 年 7 月 15 日の標準賞与額を 11 万円に訂正することが必要である。

平成 28 年 7 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 28 年 7 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 7 月 15 日

請求期間について、B 社（厚生年金保険の適用事業所名は、A 社）から賞与が支給されたにもかかわらず、当該期間の賞与に係る年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 社から提出された請求者に係る賃金台帳及び請求者が提出した賞与振込口座に係る預金通帳により、請求者は請求期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、11 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 7 月 15 日に支給した賞与について、請求者の賞与支払届を年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、

これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900087 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900056 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

私は、請求期間に A 社の B 事業所に勤務していたところ、平成 5 年 7 月 1 日に同社が同事業所を C 社として設立したため同社に転籍した。転籍の前後において勤務場所、勤務内容に変更はなく継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間に係る記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、請求期間において A 社から C 社に転籍したとする複数の同僚の証言及び A 社の回答から、請求者は請求期間において A 社に継続して勤務（平成 5 年 7 月 1 日に A 社から C 社に転籍）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係るオンライン記録における平成 5 年 5 月の記録から、26 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、

厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年6月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900088 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900057 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 28 万円とすることが必要である。

平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

私は、請求期間に A 社の B 事業所に勤務していたところ、平成 5 年 7 月 1 日に同社が同事業所を C 社として設立したため同社に転籍した。転籍の前後において勤務場所、勤務内容に変更はなく継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間に係る記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、請求期間において A 社から C 社に転籍したとする複数の同僚の証言及び A 社の回答から、請求者は請求期間において A 社に継続して勤務（平成 5 年 7 月 1 日に A 社から C 社に転籍）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係るオンライン記録における平成 5 年 5 月の記録から、28 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、

厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年6月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900090 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1900006 号

第 1 結論

昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

私が大学在学中に、父が国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていたのに、請求期間が未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、「時期は定かではないが、私が大学在学中に、父が国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付するためには、国民年金に初めて加入した被保険者に対して国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、請求者は、請求期間に係る国民年金手帳を所持しておらず、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父親は、請求期間当時、国民年金手帳を交付されたかどうか覚えていないとしている上、オンライン記録によると、平成 10 年 4 月 1 日に基礎年金番号で初めて国民年金第 3 号被保険者の資格を取得していることから、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、請求者の父親は、請求期間に係る国民年金保険料の納付方法等について具体的に記憶していない上、オンライン記録による氏名検索を行っても、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900086 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900058 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 28 年 4 月 1 日に A 社に入社し、継続して勤務しているが、請求期間に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者が提出した雇用契約書、雇用条件通知書及び給与明細書、A 社から提出された請求者に係る賃金台帳並びに同社の回答から、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、前述の給与明細書及び賃金台帳によると、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていることを確認することができない。

また、A 社は「パートの業務によっては 2 か月間の試用期間を設けることがあり、その場合は 2 か月後の加入となることを案内しているが、請求者に対してはその説明をしておらず、本来入社後すぐに厚生年金保険に加入させるべきところ、本社と B 支社の連絡ミスにより、平成 28 年 6 月 1 日を資格取得日として届出を行い、請求期間に係る届出及び保険料控除を行っていない。」旨を回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に

係る届出が年金事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。